

GPS事件弁論要旨(平成29年2月22日)

平成28年(あ)第442号窃盗等被告上告事件

GPS事件弁護団

亀石倫子(かめいし・みちこ)、館康祐(たち・こうすけ)、小林賢介(こばやし・けんすけ)、西村啓(にしむら・あきら)、小野俊介(おの・しゅんすけ)、我妻路人(あがつま・みちと)。
弁護団は全員大阪弁護士会所属。

はじめに

(弁護人 亀石倫子)

ぼくのような人間に、言う資格はないのかもしれないけれど。

初めて接見した日、被告人は、このように前置きをして話し始めました。

「警察が、ぼくの車にGPSをつけていました」

「ぼくは、ずっと監視されていました」

「警察は、こんなことまでできるんでしょうか」

本当にそのような捜査が行われているのか、確証はありませんでした。

もし本当なら、その捜査は、いまの法律では許されないのではないかと。

しかし、そう主張することを、すぐには決断できませんでした。

GPSを取り付けたことを、警察は認めないかもしれません。

裁判に長い時間がかかると思いました。

被告人の身体拘束が、長くなるかもしれません。

私たちの主張は無視され、被告人の量刑が重くなることだってあるかもしれません。

これまでに、GPS捜査の対象になった多くの被疑者や被告人、そしてその弁護人は、そう考えてあきらめたのかもしれないと。

被告人と、私たち6人の弁護人は、だからこそ、この裁判で主張しなければならぬと思いました。

GPS捜査の実態はなかなか明らかになりませんでした。

捜査機関が、「秘密の保持」を徹底していたからです。

捜査段階で作られた多くの書類が、廃棄されてい

ました。

開示された書類も、肝心な部分が黒塗りされていました。

公判が始まるまで、1年かかりました。

この1年のあいだに、私たちは、警察が実際に取得していた位置情報の履歴を手に入れました。

数分おき、数十秒おきに、位置情報が検索されていました。

検索した回数は、ひと月に700回を超えることもありました。

私たちは、実際に警察官が、GPSを取り付けるために侵入した場所へも行きました。

ラブホテルの駐車場の入口は、厚いカーテンで覆われて、中が見えませんでした。

私たちは、GPSを手に入れ、車に取り付けて、追跡する実験をしました。

車が高速道路を走って京都方面へ向かっている様子

病院の駐車場に停車していること

宗教施設の敷地内に入っていったこと

スマートフォンの画面をクリックするだけで、手に取るように、車の動きがわかりました。

実験にかかった費用は、わずか、数千円でした。

私たちは、被告人に対しておこなわれたGPS捜査を、かんたんに再現することができました。

そして、得体の知れないおそろしさを感じました。

このGPS捜査の実態を、長い間、国民の誰もが知らなかったのです。

これは、被疑者や被告人だけの問題ではない。

私たち、国民みんなに関わる問題だと思いました。

GPS利用捜査の性質と規制のあり方

(弁護士 小林賢介)

1 「特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」の意味

「特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」。

40年以上前、最高裁判所は、強制処分の意味について、このように述べました。

私たち弁護士は、法科大学院で、刑事訴訟法の教科書で、何度もこの表現に接してきました。

どんなに必要性や緊急性があっても、きちんとルールを定めなければ、許されない捜査。

あいまいなルールに基づく規制には、馴染まない捜査。

最高裁判所は、強制処分の意味をこのように考えているはずで。

GPSによる行動の監視は、あいまいなルールでは制御できません。

2 GPS利用捜査は強制処分である

「人の住居は、彼の城である。雨や風は入ることはできるが、国王は入ることはできない」。

この格言は、住居だけでなく、財産や、人の生活そのものに対してもあてはまります。

警察官が知らない間に、自動車の底に張り付いています。

この警察官は、疲れを知りません。

眠たくありません。

食事も必要ありません。

トイレに行く必要もありません。

そして、決して自動車から離れることがありません。

指示があれば、いつでも、自動車の位置を報告します。

その報告は正確です。

しかも、自動車の位置をいつまでも記憶することができます。

現実には、このような警察官はいません。

GPS捜査は、このような警察官による監視を意味します。

GPS捜査は、このような警察官による財産と、私生活への、両方に対する侵入です。

所持品検査は、強制処分ではない。

尾行は、強制処分ではない。

確かに、これらを行うために、特別の根拠規定は必要ないとされています。

しかし、GPS捜査は、知らない間に、財産に侵入し、人を監視し、その情報を記録し、分析を可能にします。たとえ所持品検査や尾行を受け入れたとしても、このような捜査を受け入れる人は、いないはずで。

たとえ持ち物に傷がつかなくても、たとえ、実際に情報をとられていなくても、私たちは、このような捜査を受け入れません。

GPS捜査は、きちんとしたルールがなければ、許されません。

3 GPS利用捜査に対する規制は国民の総意によるべきである

では、GPS捜査は、どのようなルールのもとで許されるのでしょうか。

これを決めるのは捜査機関ではありません。

決断するのは、主権者である国民です。

最高裁判所が強制処分の意味を述べたおよそ40年前、GPSは、軍事目的での開発が始まったばかりでした。

まだ実験段階で、位置情報を取得できる時間帯も限られていました。

このとき、GPSが、今日のように小型化・軽量化し、誰もがこれを低価格で手に入れることができる、こうした時代の到来を、予想できたでしょうか。

科学技術の進展はとどまることをしりません。

それに伴い、私たちの権利意識も変化していきます。

近い将来、私たちが想像もしないような新しい捜査が行われる日が、くるかもしれません。

そのとき、私たちは、新しい捜査を受け入れるのか、それとも、拒絶するのか。

裁判所がこれを予測することは困難です。

このような問題は、その時代に置かれた国民の総意に委ねるべきです。

現在、GPS捜査は、国民の信頼を得ていません。国民の意見を尊重し、その熟議に期待し、その決断に委ねるべきです。

位置情報の要保護性

(弁護士 館康祐)

1 プライバシーは人が強く生きるために不可欠である

ある信仰を持ち、宗教団体の集まりに通う人がいました。

その宗教団体は、政府の行き過ぎた政策に疑問を呈していました。

彼は、政府から弾圧されるのではないかと心配でした。

それでも、その信仰を持ち続け、集会に通い続けることができました。

ある政治家を応援する活動をしている人がいました。

彼はそのことを周りに知られたくありませんでした。

それでも彼は、選挙事務所に行き、街頭演説も手伝いました。

彼らを、権力から守っているものは、プライバシーです。

信念の実現を可能にしているものは、プライバシーです。

心を許した人だけに、信念を打ち明けることを可能にしているものは、プライバシーです。

プライバシーがあってはじめて、私たちは強く生きることができるのです。

2 位置情報は人の内面を映し、その扱われ方は人の生き方を左右する

私たちのプライバシー意識は、急速な変化を遂げました。

かつては、情報の発信者は限られていました。

かつては、情報はいづれ忘れられました。

かつては、情報の広がり、地域社会に限られていました。

今は、誰もが情報の発信者になることができます。

今は、情報の保存期間は半永久的です。

今は、情報は、全世界に広がる可能性があります。

「道を歩いているのだから、位置情報を知られても仕方がない」

かつては、腑に落ちる説明だったのかもしれませんが。

でも、情報化社会に生きる私たちは、納得できません。

誰に記録されているのか。

どのような方法か。

どのような目的か。

いつまで保管されるのか。

目的以外に使われることはないのか。

私たちは、こんにち、情報の扱われ方をおそれています。

位置情報は、人の内面を映し出します。

病院にいれば、病気だと思われれます。

お寺や神社にいれば、その信仰を持っていると思われれます。

裁判所にいれば、紛争を抱えていると思われれます。なんの説明もありません。

監視ではなく自由を、恐れではなく希望を求めて、私たちは生活しています。

位置情報の扱われ方は、私たちの生き方を左右します。

おわりに

(弁護士 館康祐)

1 権力による監視は、国民全体の問題である

権力がGPSによって位置情報を把握する対象は、今は被疑者や被告人だけかもしれませんが。今は、ほとんどの人は、自分はGPSを取り付けられることはないだろうと思っています。

ドイツで、ナチスを支持していた牧師がいました。彼は、最終的にはナチスによって、強制収容所に送られています。そのときのことを、次のように語っています。

最初に彼らが共産主義者を弾圧したとき、私は抗議の声をあげなかった。

なぜなら私は、共産主義者ではなかったから。

彼らが労働組合員たちを攻撃したときも、

私は抗議の声をあげなかった、

なぜなら私は労働組合員ではなかったから。

やがて彼らが、ユダヤ人たちをどこかへ連れて行ったとき、

やはり私は抗議の声をあげなかった、

なぜなら私はユダヤ人ではなかったから。

そして、彼らが私の目の前に来たとき、私のために抗議の声をあげる者は、誰一人として残っていなかった。

今は被疑者や被告人だけかもしれませんが、しかし、今後は、特定の政治活動をしている人が対象になるかもしれません。宗教団体が対象になるかもしれません。税金を納めない人が対象になる日がくるかもしれません。

権力の暴走は、すでに始まっているのです。

2 この裁判の意義

平成27年6月5日、この裁判の第一審が、GPS端末を取り付ける捜査を強制処分とし、令状なくGPS捜査をするのは違法だと判断しました。その後も、GPS捜査を違法だとした裁判例が出ました。しかし、捜査機関はGPSを取り付けることをやめません。

権力の暴走をゆるし、権力が国民を監視する社会

を選ぶのか、それとも、権力の暴走をとめ、個人が強くあるためのプライバシーを大切にする社会を選ぶのか、この裁判が1つの分岐点になるでしょう。

10年後、20年後に、私達がこの裁判を振り返ったとき、正しかったと思えるような判断をしていただきたいと思っています。私達の子孫がこの裁判のことを知ったときに、私達を憎むのではなく、感謝してくれるような判断になることを願っています。

以上

本稿は、2017年2月22日に最高裁大法廷で行われた弁護側の弁論です。本号の「この弁護士に聞く②」(4頁)、松田岳士「令状なしのGPS捜査が違法とされた事例」(99頁)もご覧ください。

